

平成19年10月19日

貸切バスに係る安全対策の最近の取り組みについて

国土交通省では、貸切バスの安全確保に向けて、以下のような取り組みを実施。

1. 貸切バス事業者に対する重点監査の実施

今年4月を重点監査月間とし、貸切バス事業者316者に対する監査を実施。

監査の結果、約65%の204者において、過労防止義務違反、運行指示書未作成等の法令違反が認められた。

特に、ツアーバス実施事業者については、監査を実施した84者のうち81.0%の68者において法令違反が認められた。

2. 以下の事項について、4月27日付けで通達を発出。

- ① 営業区域に関する考え方の明確化
- ② 呼出指導等の実施
 - ・ 新規許可事業者に対する指導の徹底
 - ・ 既存事業者に対する呼出指導の強化
- ③ 運送契約の実態把握

3. 睡眠施設確保の義務付け等に係る省令改正

以下の省令等について、年内を目途に改正を行う予定。なお、本日から、省令改正に関するパブリックコメントを募集。

<旅客自動車運送事業運輸規則>

① 睡眠施設確保の義務付け等

乗務員に睡眠を与える必要がある場合に、乗務終了場所等において乗務員の睡眠のための施設を確保する義務があることを明確化。

また、運行指示書及び乗務記録に、乗務員の睡眠のための施設の位置等を記載するよう義務付け。

② 乗務記録、運行指示書の記載内容の充実

運行の実態を把握するため、乗務記録に旅客の乗車区間を、運行指示書に旅客の乗車区間及び旅行業者等の契約の相手方を記載するよう義務付け。

③ 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守の明確化

過労運転の防止の観点から、運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣が定める基準を遵守する必要がある旨を明確化。

<旅客自動車運送事業等報告規則>

運行の実態を把握するため、輸送実績報告書に、主な運行の形態及びそれぞれの回数を記載するよう義務付け。